

## □■□■□■ ト ピ ッ ク 解 説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

ILOの活動内容、仕事の世界に関するトピックの解説を行っていきます。

第6回は、今年の総会で一般討議が行われたインフォーマル経済 (informal economy) です。

### ◆◇インフォーマル経済 (informal economy) ◇◆

ちょうど30年前、ILOが派遣したアフリカの雇用事情調査団は、公的機関の認知、記録、保護、規制を受けていない貧しい労働者の活動を表す言葉として、1971年に英国の経済学者キース・ハートが作り上げたインフォーマル・セクターという用語を初めて用いました。しかし、最近、インフォーマルな経済活動は一つのセクター（部門）に限定できる現象ではないということが指摘されるようになり、インフォーマル・セクターという用語に代わり、法規制の枠組みで保護、あるいは認知されていない多様な労働者や事業体をひっくるめて指すものとしてインフォーマル経済という用語が用いられるようになりました。

インフォーマル経済は、未登記で法人化されていないインフォーマルな零細事業の事業主とそこで働く労働者のほか、安定した雇用契約がなく、各種福利厚生、社会保障の適用対象とならないインフォーマルな就業者で構成されます。露天商、靴磨き、自転車修理工、自宅で作った服やお菓子を売る女性たち、日雇い建設労働者、自宅でデータ入力作業を行う人々やアルバイトのヘルパーなど、活動内容・形態はさまざまです。法に触れる商品やサービスの提供という犯罪的な活動と混同されますが、インフォーマル経済では生産形態や雇用形態に違法性が見られる場合があつても提供される商品やサービスは合法的なものです。

当初、インフォーマル経済は経済発展の過程で発生する一時的な現象と考えられていましたが、経済のグローバル化と情報通信技術 (ICT) の普及に伴う生産及び雇用関係のインフォーマル化と柔軟化は生産の分散、非典型労働の増大をもたらし、その規模は現在、ますます膨らみ続けています。農業以外の国内総生産 (GDP) へのインフォーマルな事業体の寄与率はアジア、サハラ以南アフリカでは平均41%に達するとする推計もあります。認知されていない以上、インフォーマル経済そのものを捕捉した統計はありませんが、途上国では、農業以外の就業人口の半分から4分の3がインフォーマルな就業者であり、欧州諸国では就業人口の30%が非典型労働（自営、パート労働、臨時労働）に従事しています。日本でも総就業者の4分の1がいわゆるパートタイマーです。非典型労働に従事する人々が誰でもインフォーマルな就業形態にあるわけではありませんが、大半が雇用関連の保護や給付を受けていません。インフォーマル経済で働く人々は自ら選んだというよりは、収入を得る手段としてそれ以外の選択肢がなかった場合がほとんどです。女性が多く、児童労働も見られます。職種や労働形態は多様ですが、保護されず、弱い立場の就業者という点が共通しています。

ILOが初めてこの問題を世界規模の会議で取り上げたのは、1991年の総会です。総会では、包括的で多面的な戦略を用いて、インフォーマル・セクターの現象そのものに留まらず、基礎となる原因にまで踏み込んで、促進か規制かといったジレンマに取り組むべきとの意見が強く打ち出されました。その後、インフォーマル・セクターの現状把握の前提として統計の整備が試みられ、1993年に開かれた国際労働統計家会議でインフォーマル・セクターの統計上の定義が定めされました。ここでは、インフォーマル・セクターを家族企業の一部に位置づけ、零細企業や一人親方型の事業など一定規模以下の法人化されていない、または非登記の事業体と定義されました。

今年の総会では、インフォーマル経済における仕事が、権利、十分な収入、社会保護、社会対話といったディーセントな仕事であるための条件を欠くことを問題視し、インフォーマル経済で働く人々の公式経済への移行を促進し、ディーセントな仕事を広めていく方法について話し合いが行われました。採択された決議は、この問題に対する今後のILOの取り組みの指針となります。ILOでは、事務局内に特別の担当

部署を新設することをせず、組織全体を通してインフォーマル経済に取り組んでいく予定です。国際労働基準とインフォーマル就業の関係を検討する研究、アフリカにおける雇用創出・企業育成計画やアジア太平洋地域の技能開発・雇用創出プロジェクトなどの対象層にインフォーマル経済の就業者を加えるなど、既に具体的なプロジェクトの立案も始まっています。